

第4回 佐賀県東部広域ごみ処理施設建設検討委員会

開催日時

平成29年11月17日(金)

開会 午前9時25分

閉会 午前10時55分

場所 鳥栖・三養基西部溶融資源化センター2階研修室

<委員会次第>

- (1) 開 会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 報告事項
  - ①ごみ処理施設整備基本計画について
  - ②検討委員会スケジュールについて
- (4) 議事
  - ①検討対象とする事業方式の概要について
  - ②事業方式選定のための評価内容について
  - ③事業方式選定に係る調査について
- (5) 次回議事内容について
- (6) 閉会

<議事録>

- (1) 開会
  - (2) 会長あいさつ
- 建設検討委員会の公開に関する確認
- (事務局) 建設検討委員会の公開に関し、以下の条件に該当する議事については非公開とします。
- プラントメーカーの技術提案・独自ノウハウに関わる事項
  - 入札等の契約事務において公平性を欠く事項
  - 重要事項の決定に係る過程
- 非公開に係る条件に基づき、第4回建設検討委員会は、「(4)議事」のうち、「②事業方式選定のための評価内容について、③事業方式選定に係る調査について」は非公開とします。
- (委員) 異議なし。
- (3) 報告事項
    - ①ごみ処理施設整備基本計画について事務局より、以下について第3回委員会までの検討結果を踏まえてとりまとめたことを報告
- 「資料1-1:ごみ処理施設整備基本計画概要版」
  - 「資料1-2:ごみ処理施設整備基本計画」

## ②検討委員会スケジュールについて

事務局より、以下について報告

### ●「資料2: 検討委員会スケジュール(修正版)」

#### 【質疑】

(会長) パブリックコメントへの対応のためにスケジュールが見直されているが、パブリックコメントの内容及び対応状況について説明願いたい。

(事務局) 9月末まで意見募集を行い、3名より9件の意見をいただいています。それぞれの意見に対する回答を鳥栖・三養基西部環境施設組合ホームページ上にて公開しています。

#### 【結果】

(会長) 本件については、事務局からの報告事項ですので、次の議事に移ります。

## (4) 議事

### ①検討対象とする事業方式の概要について

事務局より、資料3に基づいて検討対象とする事業方式を説明。

#### 【質疑】

(委員) 「(2)公設民営方式(公設+長期包括委託方式)」と「(3)公設民営方式(DBO方式)」とある。どちらも公設民営方式であり、設計・建設部分の分担が異なっているが、どのような理由からこのような区分けになるのか説明願いたい。

(事務局) 「(2)公設民営方式(公設+長期包括委託方式)」は、施設を発注して設計・建設した後、別途あらためて、施設の運営を包括的に委託する方式です。

「(3)公設民営方式(DBO方式)」は、施設の設計・建設・運営を一括して発注する方式です。

(委員) どのような背景から(2)と(3)の区分けを行うのか説明願いたい。

(事務局) 「(2)公設民営方式(公設+長期包括委託方式)」を採用する背景としては、施設建設後、直ちに10年や20年といった長期契約を行うことへの自治体側の不安があるとも聞いています。稼働開始から数年間は従来どおりの公設公営による運営管理を行って、運転実績等を蓄積した後、長期の包括的委託に移行する事例も多いです。その理由としては、運営管理に関する実績を踏まえた上で、より慎重に移行する考えがあるものと捉えています。

「(3)公設民営方式(DBO方式)」は、設計・建設・運営を一体的に発注するため運営も含めた全てに対する競争性が確保されるメリットはあります。

なお、「(2)公設民営方式(公設+長期包括委託方式)」は、新施設だけでなく、既存施設の運営で採用する場合があります。

(委員) 稼働開始から数年間は従来どおりの公設公営による運営管理を行って運転実績を蓄積した後、長期の包括的委託に移行する事例の背景として、新技術を採用した施設では電気などの用役使用量が設計と実際では異なる場合があることから、実際の運転実績を確認・検証した上で確実な長期契約を行う考えが働いているようである。

今回対象としている処理方式はスーカ又はガス化溶融が対象となっていることから、他施設の実績データ等も活用しながら確認・議論していく必要があると考える。

(委員) 公民連携や民間活用の事業方式においては、発注する際は契約主義が前提である。

契約して終わりではなく、公共側のモニタリングが重要となる。

モニタリングに基づいてPDCAを運用して、数年毎に契約条件の見直しを行うプロセスが必要不可欠である。

10年単位での未来の動向を見通すことは困難であることから、公平・公正であることを損なわずに契約条件を柔軟に協議できるような契約内容とすることが必要である。

事業の発注に向けて契約書を検討する際には、このような視点は不可欠である。

(会長) 委員の意見は、「(2)公設民営方式(公設+長期包括委託方式)」に適用されるもので、「(3)公設民営方式(DBO方式)」には適用されないとの理解で良いか。

(委員) 「(3)公設民営方式(DBO方式)」であっても同様の視点は必要である。

(会長) 長期契約は、数年毎に締結内容を見直しするものなのか。

(委員) 10～20年のような長期であっても契約手続きは1回である。

業務の履行は要求水準と提案で固定されるものであるが、見込み違いが生じる場合がある。それに伴って、運営事業者が倒産するなどの事態に陥ることを避けるため、公共側と民間側が歩み寄って、実態に即した契約内容になるよう話し合いができるようにしておくことは重要である。

(委員) 売電収入を民間側に帰属させた場合を例に挙げると、将来のごみ量変化や電力改革等で収入が変動することがある。

発注段階において将来の変化に対応できる条件も明確にしておく必要はあると言える。

(委員) 事業方式によって、自治体側の財政負担がどのような変化になるのか説明願いたい。

(事務局) 財政負担の検討結果は定量的に把握し、第5回委員会において報告する予定です。

(会長) 一般的には民間の関与が大きいほど財政負担が軽くなる等の傾向はあるのか。

(委員) 財源負担が軽減されなければ、PFI等で民間活用する理由がなくなる。

評価に際しては、事業期間中の採算の比較(VFM)と毎年の財政負担の両面から精査する視点が必要である。

(委員) 現施設で採用されている事業方式について確認したい。

(事務局) 鳥栖・三養基西部環境施設組合溶融資源化センターは、「(2)公設民営方式(公設+長期包括委託方式)」で15年間の契約を締結しています。

#### 【結論】

検討対象とする事業方式は、資料3の表1に示す方式を対象とする。

#### ②事業方式選定のための評価内容について

事務局より、資料4に基づいて事業方式選定のための評価内容・手順を説明。

#### 【質疑】

(非公開)

#### ③事業方式選定に係る調査について

事務局より、資料5-1、資料5-2に基づいて調査依頼先及び調査内容について説明。

#### 【質疑】

(非公開)

(5) 次回議事内容について

(事務局) 第5回建設検討委員会日程及び議題は以下のとおり。

開催日時	平成 30 年2月下旬予定
開催場所	鳥栖・三養基西部溶融資源化センター2 階研修室
議 題	事業導入の評価 課題の確認 今後の作業及び事業契約までの全体スケジュールの確認 最終答申案の検討

(6) 閉会

以上